

5

ていじせいおよびつうしんせいかてい

定時制及び通信制課程

しゅうがくしょうれいきん

きょうかしょきゅうよ

修学奨励金・教科書給与

貸付

給付

4月申請



県内の高等学校定時制又は通信制課程で働きながら学ぶ生徒を対象に、**学資金の一部**を貸し付ける「修学奨励金」と、**教科書等の購入費用**を給付する「教科書給与」を実施しています。

手 続

4月（毎年度、申請手続が必要）
申請書類を学校へ提出します。

対象者

〈次のいずれにも該当する方〉

【共通】

- ☒ 年間の就労日数が、原則90日以上である生徒
- ☒ 生徒が独立して生計を営む場合は、生徒の年間収入額が279万円以下
生徒が独立して生計を営まない場合は、年間の世帯収入額が所得基準※を満たす世帯
※ 所得基準は家族構成等によって異なります。
- ☒ 各学年において必要な履修又は修得単位数を満たしている生徒

【修学奨励金】（貸与）

- ☒ 広島県内の公私立高等学校の定時制又は通信制に在学している生徒
- ☒ 就労による年間の収入額が、原則46万円以上である生徒
- ☒ 原則として4年間で卒業する学習計画を有している生徒

【教科書給与】（給付）

- ☒ 広島県内の公立高等学校の定時制又は通信制に在学している生徒



支援額

〈修学奨励金（月額）〉

定時制	公立学校	14,000円
	私立学校	29,000円
通信制	公立学校	14,000円
	私立学校	14,000円

〈教科書給与〉

定時制	教科書の購入費用（実費）
通信制	教科書及び学習書の購入費用（実費）

ポイント

- 修学奨励金は**無利息**の貸付けです。
- 貸付期間は在学する高等学校の修業年限までです。
- 高等学校を**卒業**することにより**返還が免除**されます。
- 「高校生等奨学給付金」の給付や「高等学校等奨学金」の貸付けを受ける場合は、修学奨励金の**貸付けを受けることはできません**。